

議第 86 号

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

本条例で定める、「重度心身障がい者」の定義において、精神障害者保健福祉手帳 3 級所持者の本人の所得要件を、前年度所得が市民税所得割の課税される額未満とするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

下呂市福祉医療費助成条例（平成16年下呂市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度心身障がい者</u> 次に掲げる者のうち、<u>ア、イ、ウ及びエ</u>については、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条の政令で定める額（以下この号において「法第6条の額」という。）未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の扶養義務者で、主として本人の生計を維持する者（以下この号において「生計維持者」という。）の前年の所得が同法第7条の政令で定める額（以下この号において「法第7条の額」という。）未満である者（災害その他やむを得ない事由により、本人の前年の所得が法第6条の額未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の生計維持者の前年の所得が法第7条の額未満であると同様の状態にあると市長が認めるものを含む。）、<u>オ、カ及びキ</u>については本人の前年度所得が市民税所得割の課税される額未</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」、「重度心身障がい者」、「母子家庭等の母及び児童」、及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>重度心身障がい者</u> 次に掲げる者のうち、<u>ア、イ、ウ、エ及びカ</u>については、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条の政令で定める額（以下この号において「法第6条の額」という。）未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の扶養義務者で、主として本人の生計を維持する者（以下この号において「生計維持者」という。）の前年の所得が同法第7条の政令で定める額（以下この号において「法第7条の額」という。）未満である者（災害その他やむを得ない事由により、本人の前年の所得が法第6条の額未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の生計維持者の前年の所得が法第7条の額未満であると同様の状態にあると市長が認めるものを含む。）、<u>オ及びキ</u>については本人の前年度所得が市民税所得割の課税される額未</p>

改正後	改正前
<p>満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の生計維持者の前年の所得が法第7条の額未満である者をいう。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の生計維持者の前年の所得が法第7条の額未満である者をいう。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

本条例で定める、「重度心身障がい者」の定義において、身体障害者手帳4級所持者、療育手帳B2所持者、精神障害者保健福祉手帳3級所持者の本人の所得要件を、前年度所得が市民税所得割の課税される額未満とします。当該助成制度中、重度心身障がい者において、下呂市単独で助成する方の所得の要件を統一するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) これまで精神障害者保健福祉手帳3級所持者については、岐阜県が助成する重度心身障がい者（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者）と同様の所得要件でしたが、市単独で助成の対象となる各手帳所持者の所得要件を統一します。

（第2条関係）

- (2) この条例は、平成30年10月1日から施行します。

（附則関係）